

## 第8回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和4年10月6日（木）14時00分～15時30分  
場 所 吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

## 第8回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：令和4年10月6日（木）14時00分～15時30分
2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1
3. 議題
  - (1) 雲仙市景観審議会会長及び専門部会会長の選任について
  - (2) 雲仙市景観計画事業について
    - ① 景観絵画コンクール
    - ② 雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト
4. 出席委員（11名）

中村靖人、寺田満茂、中村篤、村上智恵子、古川鶴、荒木正和、山崎富士子、鮫島和夫、松本敏子、平川範貴、友野雄己
5. 議事内容  
以下のとおり

## 【1. 開会】

(事務局)

ただいまより第8回雲仙市景観審議会を開会いたします。

会議に入ります前に、今回の景観審議会につきましては、当初8月9日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして延期をさせていただきます、本日の開催となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

## 【2. 市長挨拶】

(事務局)

次第2の市長挨拶でございます。

雲仙市長 金澤秀三郎が、ご挨拶を申し上げます。

— 市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、金澤市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

(事務局)

今回、委員の任期満了に伴いまして、新たに委員3名の方にご就任いただいておりますので、ここで、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

お名前を読み上げますので、自席でご起立下さい。

なお、名簿順にご紹介させていただきます。

まず、「市民」区分の委員の方々です。

雲仙市自治会長連合会 寺田満茂 様でございます。

同じく、雲仙市自治会長連合会 中村篤 様でございます。

同じく、雲仙市自治会長連合会 馬場保 様でございますが、本日は、欠席のご連絡をいただいております。

雲仙市婦人会連絡協議会 村上智恵子 様でございます。

公募選考によります委員の 古川鶴 様でございます。

つづきまして、「市内において事業活動を行う者」の区分による委員の方々です。

雲仙観光局 荒木正和 様でございます。

雲仙市商工会 大久保正美 様でございますが、本日は、ご欠席のご連絡をいただいております。

雲仙市商工会女性部 山崎富士子 様でございます。

続きまして「学識経験者」の区分による委員の方々です。

元長崎総合科学大学 教授 鮫島和夫 様でございます。

長崎県建築士会 島原支部長 中村靖人 様でございます。

一般社団法人 長崎環境まちづくり社中 代表理事 松本敏子 様でございます。

つづきまして、「関係行政機関の職員」区分の委員の方々です。

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 小浜維持出張所長 平川範貴 様でございます。

環境省 九州地方環境事務所 雲仙自然保護官事務所 自然保護官 友野雄己 様でございます。

なお、雲仙市景観審議会では、3つの専門部会を設けており、雲仙市景観計画の変更、雲仙市景観条例の改正等を検討する総務部会、景観計画関連事業の企画・立案・実施を行う企画部会、景観計画に基づく届出のうち審査困難な案件を協議するための審査部会の3部会でございます。

本日配付しております「専門部会委員名簿」をご覧ください。

昨年度から引き続き委員に就任していただいている方は、昨年度と同じ部会に所属をしていただき、今回、新たに就任いただきました3名の委員におかれましては、荒木委員、山崎委員は企画部会、友野委員には審査部会に所属していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次第3の議事に移りたいと思います。

本来であれば、雲仙市景観条例施行規則第5条第4項の規定により、会長が議長となりますが、今回が任期満了後、最初の審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、事務局で議事の進行をいたします。

それでは、会議の成立について、報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員13名中11名の出席であり、会議の成立要件は、委員総数の半数以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

(事務局)

次に、議事録署名人について確認をさせていただきます。

雲仙市景観審議会では、会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長及び議事録署名人1名が署名することとしております。

なお、議事録署名人は、原則、委員名簿の順番により議長の指名とさせていただいておりますが、今回は、松本敏子委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事1の「雲仙市景観審議会会長及び専門部会長の選任について」でございます。

始めに、会長の選任から行わせていただきます。

雲仙市景観条例施行規則第5条第1項に「会長は、委員の互選によりこれを定める。」と規定されておりますが、互選の方法につきましては特段の規定がありません。

事務局からの提案でございますが、選任方法につきましては立候補による選任とさせていただきますてもよろしいでしょうか。

〈 「異議なし」と言う者あり 〉

それでは、会長に立候補される方は、挙手をお願いいたします。

今、立候補がございましたので、委員皆様の承認を取りたいと思っております。

今、立候補をされました中村委員を会長としてよろしいでしょうか。

〈 「異議なし」と言う者あり 〉

「異議なし」ということでございますので、中村委員に会長をお願いしたいと思います。

続きまして、景観条例施行規則第5条第3項に、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」との規定がございます。

職務代理者につきましては、中村会長の方から指名をお願いいたします。

(会長)

鮫島委員さんをお願いしたいと思います。

(事務局)

ただいま中村会長の方から鮫島委員に職務代理者をお願いしたいというご発言がございましたが、鮫島委員よろしいでしょうか。

〈 鮫島委員了承 〉

雲仙市景観審議会会長に中村靖人 様、職務代理者に鮫島和夫 様が決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、専門部会長の選任に移りたいと思いますが、その前に、専門部会について、担当の方から説明をさせていただきます。

————— 雲仙市景観審議会専門部会について説明 —————

(事務局)

ただいまの専門部会についての説明は以上でございますが、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、部会長の選任に移りたいと思います。

部会長につきましては、雲仙市景観条例施行規則第5条第10項に「部会長は、専門部会に属する委員の互選により定める。」と規定されておりますが、会長と同様、互選の方法につきましては、特段の規定がございません。

これも事務局からの提案でございますが、前回の部会長選任おきまして、委員の方から「学識経験者」として就任していただいております3名の委員の方で各部会長をお願いしたいとの意見があり、学識経験者の3名の方でそれぞれ部会長を分担していただきました。

今回も同様に学識経験者の3名の方で、部会長を協議していただくということでもよろしいでしょうか。

〈 承認 〉

それでは、お手数ですが、学識経験者の3名の方で協議していただいでよろしいでしょうか。

〈 協議・決定 〉

ただいま協議していただき決まったようでございますので、事務局から報告させていただきます。

総務部会長に鮫島委員、企画部会長に中村委員、審査部会長に松本委員となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会長及び専門部会長が決定いたしましたので、代表して、中村会長にご挨拶をお願ひしたいと思います。

会長席に移動していただき、挨拶をお願ひいたします。

〈 会長挨拶 〉

中村会長ありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、ここで、荒木部長は公務の都合により退席させていただきます。

(事務局)

それでは、ここからの議事進行を中村会長にお願ひいたします。

(会長)

それでは、ここからは、私が議長を務めさせていただきます。

委員の皆様には、審議が円滑に進行しますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事2「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画コンクールについて、事務局より説明をお願いします。

————— ①景観絵画コンクールについて説明 —————

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画コンクールの応募については、9月9日にすでに終了しているということです。応募後の展示方法や来年度の実施に向けて、何かご意見やご質問はないでしょうか。

(委員)

募集要項に景観絵画コンクールに“自慢の風景”とあるので、どうしても風景画的な作品を描きがちになってしまいますが、実際は応募の絵画の中に伝統的なお祭りや農業作業を描いているものもあります。そういう文言を募集要項に付け加えると児童たちに対して伝わり易いかと思います。

(事務局)

昨年度の入賞作品の中にも風景画以外の伝統文化等を描いた作品もありますので、来年度は、募集要項の文言を新たに検討してまいります。

(委員)

募集要項の文言を新たにすることで、SDGsで活動している場面の作品応募も期待できると思います。

(事務局)

これまで“風景”という言葉だけで描く対象を児童たちの発想に任せていた部分がありましたので、文言を新たにし児童たちへ分かり易く伝えることを心掛けます。

(会長)

来年度は、ジオパーク賞の新設が予定されていますが、受賞対象は、28点の入賞作品の次点から選出されるため、これまでの審査方法等に変更はないとのことです。

詳細については、来年度の事業開始前に改めて事務局より説明がなされます。

他にないでしょうか。他にないようでしたら、景観絵画コンクールについては、これで終わりたいと思います。

次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、説明をお願いします。

—— ②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて説明 ——

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、今年度の募集はすでに開始しているとのことです。来年度からはInstagramでの応募方法も予定されているとのことです。来年度の実施に向けて、何かご質問やご意見はないでしょうか。

(委員)

3点ございます。

1点目は、フォトコンテスト受賞作品の活用事例を教えてくださいということ。

2点目は、今年度より表彰式はしないということですので、受賞された方と作品をできるだけアピールするために周知の方法を見直した方がよいということ。

3点目は、審査時に、過去の受賞作品と同じようなものであれば落選されるという

ことを応募される方のために、もっと明確に記載した方が良いということです。

(事務局)

まず、1点目の受賞作品の活用事例についてですが、市役所の活用が多く、広報誌、財政課が発行する「雲仙市のお仕事」、議会事務局が発行する「議会だより」がごございます。また、教育委員会の生涯学習課が、小学生の児童たちを対象にした授業を行う際の素材として使わせてほしいとの依頼がございました。

2点目の周知方法についてですが、現在受賞作品を広報誌とホームページに載せておりますが、見る方が限定されるため、他のアピールの方法を検討してまいります。

次に3点目の応募方法についてですが、過去の受賞作品と重複している場合には、審査対象外となることを明確に記載し、応募者の方にご迷惑にならないよう来年度の募集要項を修正いたします。

(委員)

応募された方の中には、賞金よりもいかに自分の作品を見てもらうかということの方にやりがいを感じる方もいらっしゃると思いますので、是非、周知方法を検討していただければと思います。

(委員)

これまでの受賞作品50点を見ると素晴らしい作品が揃っています。今後、100作品が出揃った際は、写真を織り交ぜた読み物や映像を作成するなどの企画を行えば雲仙市の景観の素晴らしさを知ってもらえる良いものができると思います。

(事務局)

本事業は今年度で6年目の折り返しの時期にきておりますので、素晴らしい作品を最終的にどのように活用していくか今後企画を検討してまいります。

(委員)

活用企画について、たとえば、岩戸神社で去年、今年と開催される音楽祭も一つのモデルとして良いのではと思います。景観と音楽という組み合わせは、読み物や映像以上に見る側に魅力を感じさせます。また、音楽祭は新聞にも取り上げられており、本事業の目的である“この場所を訪れてみたい”と思わせることに繋がると考えます。

(事務局)

景観百選を活用したイベントについて、雲仙市の魅力を多くの方に知ってもらえる

よう広報や観光部局とも連携しながら企画を検討してまいります。

(委員)

受賞作品の周知方法について、最優秀と優秀の方に取材をして苦労した点やどんなタイミングで撮影したかなどのコメントと作品を広報紙に載せると良いと思います。もし、ご本人の了解が得られれば、顔出しをしていただくのも良いかなと思います。

(事務局)

取材記事については、広報部局との協議の上、今年度の実施を検討してまいります。

(会長)

今後の募集の方法について、現状では愛野、吾妻、瑞穂、国見地区の作品が少なく、このままでは偏りが出てしまうため、何か対策を取る必要があると感じます。

(事務局)

会議資料に過去の受賞作品の状況載せています。その中で、国見、瑞穂、吾妻、愛野が少なく、小浜町が非常に多く、旧7町の間で偏りが出ている状況です。

来年度からは、インスタグラム部門を新設して応募作品数を増加させていく中で、少ない地域の作品もこれまでより出てくるのではないかと考えています。

(委員)

偏りをなくす対策として、これまで以上に各町ごとの件数を募集要項へ明確に記載したり、今年度の重点地区とってエリアを選定して応募をかけてもいいと思います。

(委員)

今後の応募方法について、市外在住を対象としたりインスタ部門を新設することで、もし、応募数が多くなり過ぎる場合は、一人の申込可能を3点から2点にしても良いのではないかと思います。

(会長)

皆さんにいろいろと提案していただきましたが、フォトコンテストについては、ここで締めたいと思います。いいでしょうか

次第の4. その他に入りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

#### 【4. その他】

——— 令和4年度審議会予定について説明 ———

他に、その他に対しての質疑は何かありますか。

ないようですので、4のその他について終わりたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

議事進行にご協力をしていただき、誠にありがとうございました。

#### 【5. 閉会】

(事務局)

中村会長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただき、本年度の景観計画事業につきまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考にして、本年度の事業を実施させていただきますとともに、来年度の事業に反映させていきたいと思っておりますので、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上